



平成24年5月15日

各位

株式会社T & Dホールディングス
(コード番号: 8795 東証・大証第一部)
太陽生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

T & D保険グループのT & Dホールディングス（以下、「当社」という）、太陽生命、大同生命およびT & Dフィナンシャル生命は、本日開催の各社の取締役会において、より一層の企業価値向上に資する役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を廃止する一方で、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入することについて、平成24年6月開催予定の各社の定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

各社の取締役、監査役および執行役員に対する役員退職慰労金制度を、平成24年6月開催予定の各社の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、各社の本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打切り支給することとし、当該各役員の退任時に支払う予定です。各社の取締役および監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、平成24年6月開催予定の各社の定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、各社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプション行使時の株式1株あたりの行使価額を1円とするストックオプションを割り当てる予定です。各社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションについては、平成24年6月開催予定の各社の定時株主総会においてストックオプション報酬等に関する議案を付議し、かかる議案が承認された後に発行決議を行う予定です。

なお、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容は別紙のとおりです。

以上

【お問い合わせ先】

株式会社T & Dホールディングス 広報部 今井・松尾 TEL 03-3434-9181

【別紙】 当社の取締役(社外取締役を除く)に対して発行するストックオプション(新株予約権)の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 200,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、100 株とする。

ただし、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後に、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記の他、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他これらの場合に準ずる付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整する。

2. 新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の年間総数 2,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの出資される財産の価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で当社取締役会において定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した時点以降に新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

8. その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上